

「 私と憲法 」

洲本市 中之内亮太

憲法—それは今まであまり考えたことがなかった。しかし中学へ入って公民の授業を受けて、憲法のおもしろさや自分との関わりがだんだんと解るようになってきた。

しかし、そうはいうもののどういう所で関係があるのだろうか。

まず考えてみたのは、自分の国『日本』についてである。今の日本では、武力の行使が禁じられている。といわれるが、どうしてなのだろうか。そういうことで日本国憲法を調べてみると、『第九条』に書かれていた。

僕はこのことを知り、様々なことについて考えてみると、自衛隊がそれにあてはまるのだろうか。と思う。しかしながら、自衛隊が持っている護衛艦や戦闘機そして戦車は、憲法の意に沿っているのか。と、つくづく思う。

そして次に自分の身の回り及び自分の人生の中ではどうかということを考えてみた。

すると、一番に出てきたのはぼく達、学生についてである。どうしてぼく達学生（中学校まで）は教育を受けなければならないのか。と思い、ここでまた日本国憲法を調べてみると、『第二十六条』に書いてあった。これでどうして教育を受けなければならないのか。ということが解った。でも、しかしながらお金の無い子や家計が苦しい子はどうするのか。ということも考えてみた。すると、補助金というものがあったので、ああ全員平等だな。ということがよく分かった。これに関して考えると、教科書が無料ということもその内の一つだ。ということも納得がいった。

そして、次に葬式についても考えてみた。すると、『第二十条』にそのことについて書いてあった。これを何故調べてみたかったかというと、人が亡くなった時は、憲法は関係がないだろうと思っていたからである。しかし、今回調べてみて一つ疑問がなくなって良かったと思う。

ではこれから大人になるわけだが、大人になるとどのような憲法が関係してくるのだろうか。

その一番の決定的憲法といえるのが、『第二十七条』であろうと思う。これは、僕的に素晴らしいと思う。なぜかというと、スケジュール的な憲法でもあるし、最も僕の気をひいたのは、三項目の『児童は、これを酷使してはならない。』である。では何故、僕の気をひいたのだろうか。それは、過去の経験が活かされていると思うからである。日本が他国と戦争をしていた時、子どもは何時間も軍工場で働いていた。そのことがこの項に含まれているのではないかと思ったからである。

今回、自分の周りのこと、そして自分自身のことについても初めて調べ、知った。このことは、これからの僕の人生に大きな影響を与えるに違いない。僕は、この日本国憲法が好きである。でも、前文に書かれている内容というのは、私達・僕達、日本人が、必ず読み、憲法の中で生活しているということを日々わすれず日々精進

していきたいものである。

また、日本国憲法はとても偉大ですばらしく、誇らしい憲法なのでこの憲法が絶えることなく代々、子々孫々へ受け継いでいくものであると僕は思う。